

O m e B l u e P R 隊等設置要綱

1 設置

青梅市（以下「市」という。）の豊かな自然、歴史、伝統および文化の普及ならびに市への来訪者のさらなる増加を目的に、観光プロモーション（以下「O m e B l u e」という。）を推進するため、O m e B l u e P R 隊（以下「P R 隊」という。）およびO m e B l u e P R 大使（以下「P R 大使」という。）（以下これらを「P R 隊等」という。）を設置する。

2 P R 隊の申込み

(1) P R 隊として活動しようとするもの（法人その他の団体を含む。）は O m e B l u e P R 隊登録申込書（様式第1号）により、青梅市長（以下「市長」という。）に申込みをするものとする。

(2) 市長は、前号の申込みをしたもの（以下「申込者」という。）が、P R 隊等として次のいずれにも該当しないと認めた場合は、O m e B l u e P R 隊登録通知書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。

ア 第三者の権利を侵害するおそれがある場合

イ 政治的活動、宗教的活動または営利目的のおそれがある場合

ウ 公正、公平性または情報の正確性を確保できないおそれがある場合

エ 市の名誉を傷つける行為または言動をするおそれがある場合

オ 公序良俗に反する行為をするおそれがある場合

カ その他市長がP R 隊として適任でないと認めたとき。

3 P R 大使の選任

市長は、次に掲げる事項のいずれにも該当する者を、本人の同意にもとづき、P R 大使として選任する。

(1) 産業、文化、芸術、教育等の分野で活躍している市の出身者または市とゆかりのある者

(2) P R 大使として活動ができると市長が認める者

4 登録

市長は、前2項の規定により登録または選任（以下「登録等」という。）が決定したものを、O m e B l u e P R 隊等登録簿（様式第3号）に登録するものとする。

5 活動内容

(1) P R 隊は、次に掲げる活動を行うものとする。

- ア O m e B l u e の魅力発信
- イ 市の観光情報の提供
- ウ 市の観光イベントへの協力
- エ 市の魅力紹介および宣伝
- オ 市の特産品等の P R
- カ P R 隊にかかる活動の周知

(2) P R 大使は、前号に掲げる活動のほか、次に掲げる活動を行うものとする。

- ア 市の観光宣伝等に対する助言
- イ P R 隊の活動支援
- ウ その他市長が必要と認める活動

6 任期

(1) P R 隊等の任期は1年とする。ただし、年度途中で登録等がされた P R 隊等の任期は、登録等が行われた年度の3月31日までとする。

(2) P R 隊等の任期満了の1月前までに、P R 隊等からO m e B l u e P R 隊等辞退届（様式第4号）の提出がない場合は、任期を1年間更新するものとし、その後も同様とする。

7 登録抹消等

市長は、P R 隊等が次の各号のいずれかに該当することになったときは、P R 隊等を解任し、登録の抹消をすることができる。

- (1) 第5項に掲げる活動内容を担うことができなくなったと認めるとき。
- (2) 第2項第2号のアからカまでのいずれかに掲げる内容に該当するとき。
- (3) 様式第4号を市長に提出したとき。
- (4) その他特別な理由があるとき。

8 活動にかかる報酬等

(1) P R 隊等の活動にかかる報酬は無償とする。ただし、P R 大使が第5項各号に掲げる活動を市長の求めに応じて行った場合は、予算の範囲内で謝礼金および交通費等の実費を支払うことができる。

(2) 市長はP R 隊等に対し、その活動に資するため、次に掲げるものを

提供することができる。ただし、ウはPR大使に限る。

ア OmeBlueに関する資料

イ 観光に関する資料

ウ 名刺

エ その他市長が必要と認めるもの

9 庶務

PR隊等に関する庶務は、シティプロモーション課において処理する。

10 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

11 実施期日

この要綱は、令和7年7月8日から実施する。